8　入札保証金及び契約保証金
⑴　入札保証金　免除
⑵　契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
　また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
9　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑶　電子調達システムにおいてシステム障害が発生した際は、入札書受領日時、開札日時等について別途通知する日時に変更する場合がある。
⑷　詳細は、入札説明書による。
10　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Katsumi Okabe, Deputy Director of General Affairs Department, Kanto Local Finance Bureau
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : seismic upgrade and other works of the government official housing (Deiki-Jyuutaku)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 10 July 2015
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 2 : 00 P.M. 22 July 2015 (Tenders submitted by mail must arrive no later than 2 : 00 P.M. 22 July 2015)
⑹　Contact point for tender documentation : (First Division) Supervisory Officer for National property management, Kanto Local Finance Bureau, Ministry of Finance, 1―1, Shintoshin, Chuo-ku, Saitama-city, Saitama, Japan, TEL : 048―600―1207
⑺　Languages for making inquiries : Japanese

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 27 年 5 月 20 日
（契約責任者）
中日本高速道路株式会社　東京支社
東京支社長　高松　隆久
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新東名高速道路　厚木第四高架橋（ＰＣ上部工）工事（電子入札（郵送入札）対象案件）
⑶　工事場所
自）神奈川県厚木市下津古久
至）神奈川県伊勢原市石田
⑷　工事内容　本件は、新東名高速道路　厚木第四高架橋（上り線　延長833m、下り線　延長753m）のＰＣ上部工工事である。
⑸　工事概算数量
橋梁上部工　１ヵ所―1,586m
形式
厚木第四高架橋（上り線）
ＰＣ21径間連続プレキャストＵ桁橋
厚木第四高架橋（下り線）
ＰＣ19径間連続プレキャストＵ桁橋
最大支間長　40.0m
架設工法　架設桁架設
⑹　工期　契約締結の翌日から1,200日間
⑺　使用する資機材
コンクリート　約18,000㎥
鉄筋　約3,000ｔ
ＰＣ鋼材　約390,000kg
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、入札時に入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設設備計画に関する改善提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
⑽　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⑾　本工事の契約の締結は、電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,350点以上のＰＣ橋上部工工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,350点以上（ＰＣ橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上のＰＣ橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（ＰＣ橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成12年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。
　なお、提出できる施工実績は１件とする。
（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
　求める実績
　架設桁架設工法により架設した最大支間長30m以上あるＰＣ橋の工事
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
　求める実績
　架設桁架設工法により架設したＰＣ橋の工事
⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
　なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。
　次に掲げる基準を満たす主任（管理）技術者を当該工事に専任で配置できること。
　なお、専任を要する期間、工事現場が稼働（準備工事を含む）している期間とする。配置予定の現場代理人、主任技術者又は管理技術者は、以下に掲げる期間に当該工事に配置できること。
・詳細設計期間：専任を要しない
・工事現場稼働（準備工事を含む）期間：専任を要する（平成28年６月から平成30年11月を予定）
①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。